

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年12月26日

会社名 ナウビレッジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 今村 邦之
問合せ先 取締役 CFO 三宮 洋太
T E L 03-6826-2235
U R L <https://www.now-village.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めるため、法令遵守に基づき、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主や顧客など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しています。そのために、取締役会、監査役、内部監査、監査法人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制作りの整備に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	該当無し
-----------	------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
今村 邦之	419,900	59.99
株式会社 KI	280,000	40.00
LEGACY 株式会社	100	0.01

支配株主名	今村 邦之
-------	-------

補足説明

株式会社 KI は、代表取締役社長今村邦之氏により総株主の議決権の過半数が所有され、同氏が代表取締役を務める資産管理会社になります。
--

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	サービス業

直前事業年度末における従業員数	100人未満
直前事業年度における売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結

果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡部 建	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 建	—	該当事項はありません。	公認会計士、税理士の資格を有しており、大手監査法人等の勤務経験を有しており、会計や税務、企業経営に精通した人物であることから、社外監査役として適任であると判断しております。当社との間には人的関係、取引関係その他

			の利害関係はありません。
--	--	--	--------------

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、その具体的な配分は取締役会で決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に重要な案件については取締役会開催前に事前説明などを行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会
当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。
ロ. 監査役
当社は監査役制度を採用しており、1名（非常勤監査役）で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は新開 智之氏、寺島 洋希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査担当

当社は、内部監査体制を整備するため、内部監査担当を設置しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づき、業務の適正性及び効率性を確保するために監査を実施しております。監査はクロス監査方式を採用しており、部門間の相互チェックを通じて監査の客観性を高めています。監査結果は代表取締役社長及び被監査部門に報告され、必要に応じて改善指導やフォローアップを実施しております。また、監査役や監査法人との連携を通じて、監査業務の有効性及び透明性をさらに高めています。

ホ. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長 今村邦之）は、全社的なコンプライアンス推進を目的に設置されています。委員会は、取締役を中心に構成され、法令遵守や倫理的行動の確保に向けた体制整備を進めています。具体的には、内部通報の受付や調査、コンプライアンス違反の再発防止策の審議、従業員への研修の実施を担当しています。また、委員会は四半期ごとに開催され、必要に応じて適切な対応策が講じられています。

ヘ. 経営会議

当社では、取締役会とは別に、意思決定の迅速化と経営の透明性向上を目的として経営会議を設置しております。経営会議は原則として週1回開催され、取締役全員が参加し、各担当領域の業務状況や全社的な課題について協議・確認を行います。本会議では、各事業部門の進捗報告、業績管理、戦略方針の策定、組織運営に関する議論など、経営の重要事項が検討されます。特に、事業計画の遂行状況の確認や、財務・人事・リスクマネジメントの観点からの課題抽出と対応策の策定に重点を置いています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき事項であると考えております。

電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後の導入に向けて努力いたします。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後の導入に向けて努力いたします。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役 CFO を責任者とし、管理部を担当部署として IR 活動を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機
--

能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また反社会的勢力による不当な要求に対しては毅然とした態度で対応してまいります。反社会的勢力排除体制として「反社会的勢力対応規程」を定め、所轄部署を管理部として運用しております。

V. その他

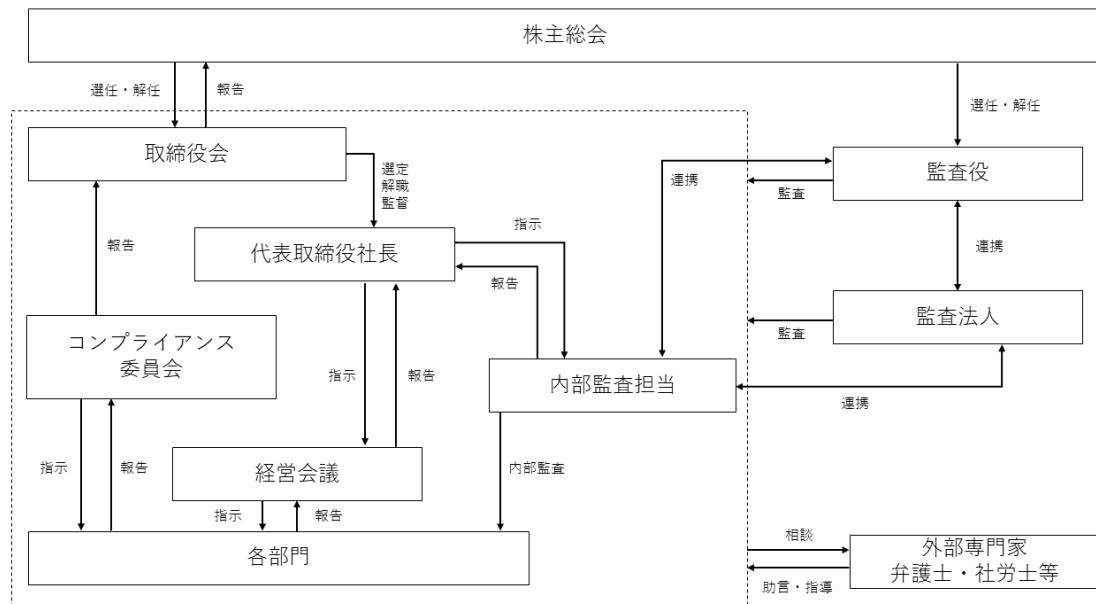
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

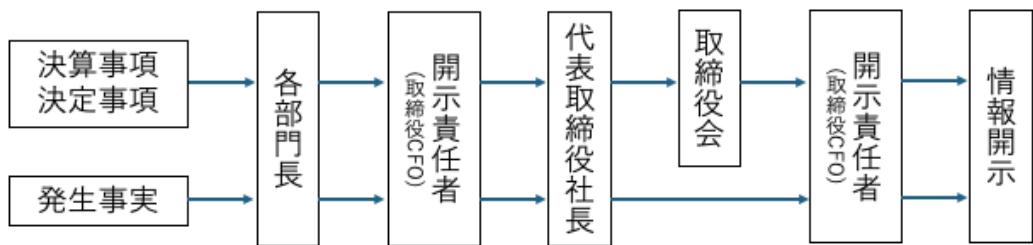
コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。監査役、監査法人、内部監査担当の定期的監査実施を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上